

6 廃棄物の適正処理の推進

生活から出るごみの不適切な排出や不法処理による汚水、悪臭の発生や景観の悪化などを防止するため、適正なごみの収集・運搬・処理・処分体制の整備を進めます。

一般廃棄物焼却施設などの中間処理施設や最終処分場の管理を適正に行い、ダイオキシン類等の有害化学物質の排出はもちろん、汚水や大気汚染物質等の排出を抑制します。

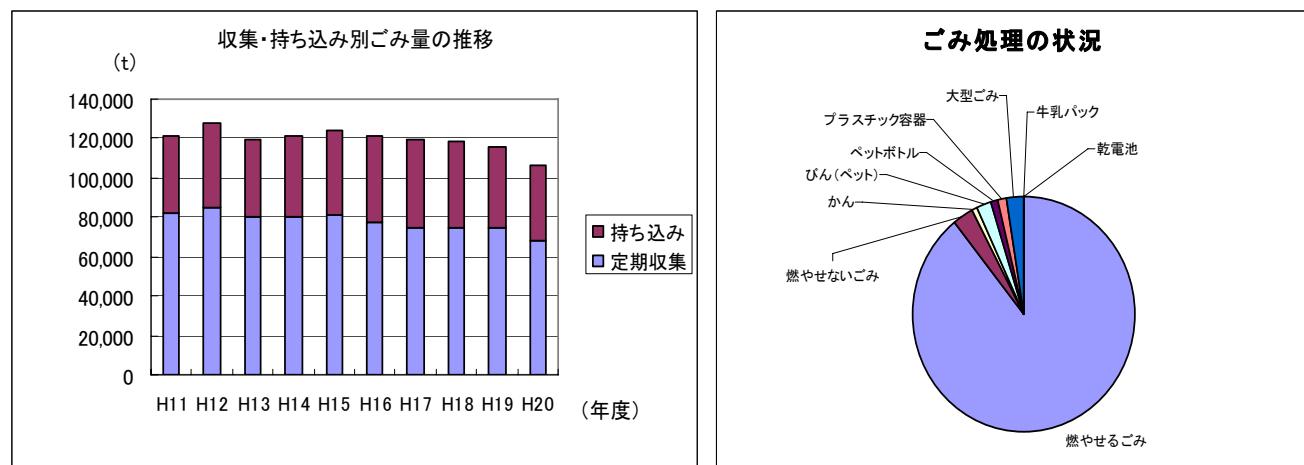
一般廃棄物のポイ捨て、不法投棄や放置自動車などの不適正処理に対して、監視・指導体制を強化するとともに、市民への啓発や関係機関と連携して対処します。

産業廃棄物の不法投棄等による生活環境の悪化を防止するため、関係機関と連携して対処します。

<現況>

本市では、ごみを「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「かん」「びん」「ペットボトル」「プラスチック容器」の6分別の定期収集、「大型ごみ」の戸別有料収集、「乾電池」「牛乳パック」の拠点収集を実施し、さらに段ボール・雑誌などの資源回収を奨励し、適正処理に努めています。

平成20年度の大津市全体のごみ量は106,131tとなり(平成19年度のごみ量から約9,600t(約8.3%)の減少)平成20年度は燃やせるごみが93,296tで全体の約88%を占めていました。⁽²³⁾

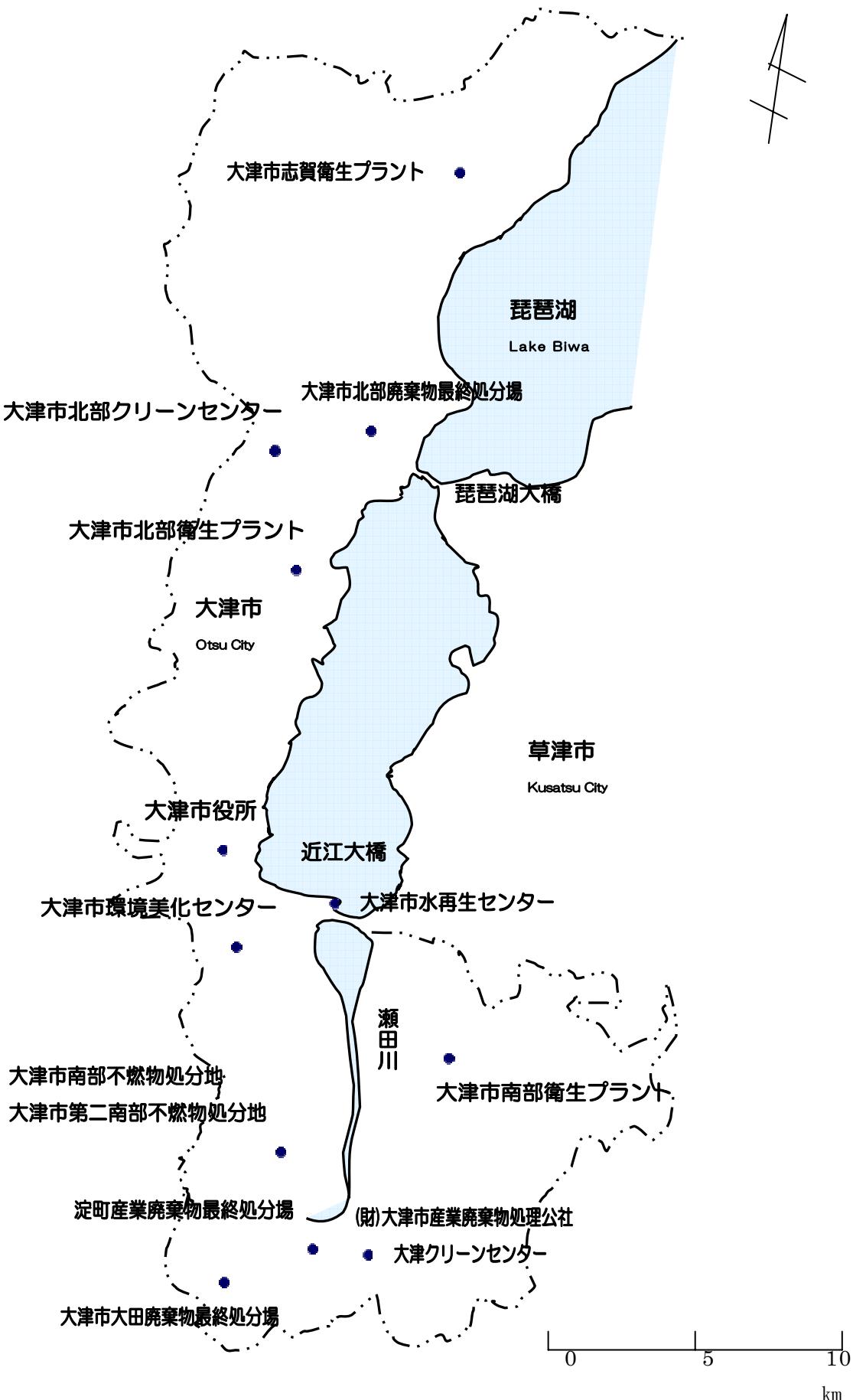


(注)各年度とも旧志賀町分を含む。

本市では、廃棄物処理施設として、大津市環境美化センター(膳所上別保町)、大津市大田廃棄物最終処分場(大石曽東町)、大津市北部クリーンセンター(伊香立北在地町)、大津市北部廃棄物最終処分場(伊香立下龍華町)等を計画的に整備してきています。

また、適正なごみ処理・リサイクルの推進に向けて、南部クリーンセンター整備推進に取り組んでいます。⁽²⁷⁾

廃棄物処理施設等の位置



ごみ処理施設等の概要

施設の名称	規模・能力等
大津市環境美化センター	<焼却施設> 型式：全連続焼却式流動床炉 能力：180 t／日 (90 t × 2炉)
大津市大田廃棄物最終処分場	埋立期間：平成 6 年 8 月供用開始 規模等：埋立容量—225,600m ³ 汚水処理：130m ³ ／日 (接触ばつ気生物処理+高度処理)
大津市再資源化施設	<再資源化施設> 型式：ペットボトル減容機・スチール缶減容機 能力：かん類 9 t /5 h ・びん類 12 t /5 h ・ペットボトル 2.5 t /5 h
大津市北部クリーンセンター	<焼却施設> 型式：全連続焼却式ストーカ炉 能力：170 t／日 (85 t × 2炉) <プラスチック容器資源化施設> 能力：10 t /5 h 平成 19 年 1 月竣工(稼動 2 月～) <粗大ごみ処理施設> ①破碎設備：横型衝撃せん断式破碎機 45 t /5 h ②手選別設備(かん、びん、ペットボトル資源化設備) 金属プレス機 (かん類減容機) 6.5 t /5 h ペットボトル減容機 1.3 t /5 h
大津市北部廃棄物最終処分場 (増設Ⅱ期)	埋立期間：平成 13 年 4 月供用開始 規模等：埋立容量—171,000m ³ 汚水処理：50m ³ ／日 (接触ばつ気生物処理+高度処理)

＜実施事業等＞

(1) 適正な収集・運搬・処理・処分体制の整備

ア 最終処分場の延命化

平成 14 年 5 月より、埋め立てる焼却灰の一部(全体の 1/3)を計画的に大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス計画地)へ搬入し、最終処分場の延命化を図っています。^(28・29)

イ ダイオキシン類対策

ダイオキシンは、有機塩素化合物の生産過程や、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質であり、発生源は多岐にわたっています。一部の毒性の強い物質が人に対して発がん性が認められ、これによる環境汚染が大きな問題となっていました。

特に、ごみ焼却施設からの排出の割合が大きいことから、これを削減するために、平成 9 年 1 月に「ごみ処理に係るダイオキシン発生防止等ガイドライン」が示されるとともに、同年 8 月には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則が改正されました。

その後、平成 11 年 7 月にダイオキシン類対策特別措置法が成立し、平成 12 年 1 月に施行されました。この中で、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染に関する環境基準を設定し、これに基づく排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、調査、対策、計画策定等の施策が推進されています。

ダイオキシン類に係る環境基準

大 気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	年間平均値 1 pg-TEQ/・ 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/ g 以下
(土壤の調査指針値)	250pg-TEQ/ g
水底の底質	150pg-TEQ/ g 以下

ダイオキシン類対策特別措置法における廃棄物焼却炉排出ガスに係る排出基準値

(単位 : ng-TEQ/m³N)

種 類	施設規模	新設施設基準	既設施設基準	
			H13. 1～H14. 11	H14. 12～
廃棄物焼却炉 (施設能力 50kg/ 時以上)	4 t /時以上	0.1	80	1
	2 t /時～4 t /時	1		5
	2 t /時未満	5		10

注1：現在、大気汚染防止法で指定物質抑制基準の対象となっている廃棄物焼却炉は焼却能力 200kg/時以上

注2：既に大気汚染防止法において新規施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設施設の排出基準を適用することとする。

注3：ダイオキシン類対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づき、特定施設が指定された時点における既設施設については、1 年間基準の適用が猶予されている。

市ではこれらを受けていち早く施設の改良に取り組み、大津市環境美化センターについては平成 10～11 年度に、大津市北部クリーンセンターについては平成 11～12 年度に、(財)大津市産業廃棄物処理公社大津クリーンセンターについては平成 10 年度に改良工事を実施し、市内全ての施設での対策が完了しました。これにより廃棄物焼却炉からの排出ガスにおけるダイオキシン濃度は、法令に定める排出基準値をクリアすることができました。

各ごみ焼却施設排ガス中のダイオキシン濃度は、次のとおりです。

ごみ焼却施設排ガス中のダイオキシン測定結果

(単位 : ng-TEQ/m³N)

施 設 名	平成 20 年度	備 考	排出基準
大津市環境美化センター	0.250	2 炉平均	5
大津市北部クリーンセンター	0.048	2 炉平均	5
(財) 大津市産業廃棄物処理 公社大津クリーンセンター	0.043		5

(注1) ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めてダイオキシン類と呼び、これをこの冊子では「ダイオキシン」と呼びます。

(注2) TEQ は「毒性等量」を意味し、毒性の程度をもとに、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の量に換算して表したものです。

(注3) ng(ナノグラム)は、10 億分の1グラムを表します。

最終処分場排出水のダイオキシン調査結果（平成 20 年度）

(単位 : pg-TEQ／・)

施設名	ダイオキシン濃度	排水基準
大津市大田廃棄物最終処分場	0.0013	10
大津市北部廃棄物最終処分場	(既設) 0.52 (増設) 0.000087	(既設) 10 (増設) 10
(財) 大津市産業廃棄物処理公社 大津クリーンセンター最終処分場	0.0044	10

(注1) pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムを表します。

ごみ焼却施設・最終処分場からの排出・排水のダイオキシン濃度は、それぞれ基準を大幅に下回っています。

(22)

ごみ焼却施設周辺土壤のダイオキシン調査結果（平成 20 年度）

(単位 : pg-TEQ/g)

施設名	調査場所	ダイオキシン濃度
大津市環境美化センター	若葉台自治会館駐車場	2.2
	北大路三丁目西児童公園	5.8
	園山二丁目 9 東レ グラウンド	2.1
大津市 北部クリーンセンター	北在地運動公園	1.80
	上在地自治会館	2.40
	上龍華スポーツ広場	0.16
	龍華市民運動広場	0.30
	途中ゲートボール場	0.23

pg (ピコグラム) は、1兆分の1グラムを表します。

周辺河川及び農業用水池のダイオキシン調査結果（平成 20 年度）

(単位 : pg-TEQ／・)

施設名	調査場所	ダイオキシン濃度
大津市 北部クリーンセンター	和邇川	0.094
	八反池	0.040
	重箱池	0.034
	喜登呂川	0.034
	真野川	0.070

pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムを表します

ごみ焼却施設周辺の土壤及び河川、農業用水池のダイオキシン濃度は、それぞれ環境基準を大幅に下回っています。⁽²²⁾

ウ し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業者等についての合理化計画

公共下水道の普及に伴うし尿及び浄化槽汚泥処理量の減少、収集効率の低下等に対応する「し尿及び浄化槽汚泥処理体制」を確立し、業者の業務の安定を保持するとともに廃棄物の適正な処理を行うため、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、平成 18 年度から平成 29 年度までの間、志賀地域合理化事業計画に基づく施策を実施しています。⁽²³⁾

(2) 一般廃棄物の不適正処理の監視・指導体制の強化

ア 不法投棄ごみ対策の推進

平成 19 年度よりごみ減量推進課内に「不法投棄対策室」を設置し、監視パトロールや処理対策、予防対策を機動的に推進するとともに、警察との合同パトロールも実施しています。また、平成 5 年 12 月から廃棄物不法投棄監視員を選任し、平成 19 年度から 13 学区の監視員の協力により、投棄情報の早期収集と迅速で適切な処理を図っています。また、放置自動車対策については、道路・河川・公園等の他法令に基づく処理を行う行政機関がない場合は、平成 7 年 6 月に施行された「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき放置原因者の指導、未然防止・再発防止等、迅速な処分を行っております。なお、平成 20 年度は、同条例 16 条の規定による放置自動車廃棄物判定審査会は該当車両がなく、開催しませんでした。⁽²⁵⁾

不法投棄監視員報告件数と処理状況（件）

年度	報告件数	市での処理	県、他機関での処理
14	150	135	15
15	163	141	22
16	188	163	25
17	195	170	25
18	190	165	25
19	220	180	40
20	190	180	10

（注）平成 19 年度以降は、旧志賀町分を含む。

放置自動車処理状況（台）

年度	撤去台数	内審査会での処分	自主撤去
14	67	2	73
15	57	3	102
16	31	2	69
17	48	7	54
18	27	1	81
19	4	0	72
20	14	0	51

（注）平成 18 年度以降は、旧志賀町分を含む。

（3）産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法に基づき「燃えがら」「汚泥」「建築廃材」等 20 種類が定められており、その排出者が自らの責任において適切に処理しなければならないとされています。排出事業者は産業廃棄物の処理を他者に委託することができますが、委託に際しては委託基準に従い、許可業者に委託しなければなりません。これら廃棄物の不適正処理等の防止対策については、一般廃棄物と同様、警察との合同パトロールや廃棄物不法投棄監視員の選任などによる早期発見、被害の拡大防止と投棄者の特定、是正指導、適正処理の推進を図りました。

なお、本市においては生活環境の保全と中小企業など産業の健全な発展を図ることを目的として、(財)大津市産業廃棄物処理公社を設立し、産業廃棄物の公共関与による適正処理を行っています。

大津市産業廃棄物処理公社の施設概要

施設の名称	規 模 ・ 能 力 等
大津クリーンセンター	<焼却処理施設> 型式：連続焼却式ストーカ炉 能力：75 t／日 <破碎処理施設> 型式：横型回転式 能力：25 t／5 時間

最終処分場（淀町）	埋立期間：平成6年8月供用開始 規模等：埋立容量-340,300m ³ 汚水処理：380m ³ /日（接触ばつ気生物処理+高度処理）
-----------	--

(4) 下水道汚泥の処理

水再生センターにおける下水処理に伴って発生する汚泥の減量化と適正な処理処分を行うため、汚泥焼却施設を設置し、昭和60年に運転を開始しました。その後、平成10年に施設を増設し、平成20年度実績では日平均約39tの脱水汚泥を焼却処理しています。⁽⁴⁷⁾